

青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例(平成二十六年条例第二十八号)の一部改正【第二条関係】

新旧対照表

改正後	改正前	根拠省令
<p><u>第二十六条</u> 削除</p> <p>附則 [略] ※青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【第六条関係】新旧対照表にまとめて記載</p>	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> <u>第二十六条</u> 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>【懲戒に係る関連条項の削除】</p>